

キヨーツーカードプラス・ポイントカード会員規約

(ご入会時には必ずお読みください)

第1条 (会員資格)

会員とは、本規約を承認の上、株式会社キヨーエイ（以下「弊社」という）所定の手続きにより「キヨーツーカードプラス」（以下「会員カード」という）会員の入会を申し込まれ、弊社より会員カードを発行されたお客様をいいます。

「プラス」とは、弊社の電子マネーサービスがご利用できる表示です。

申込書に必要事項を全てご記入いただけない場合は、申し込みをお断りさせていただく場合があります。

第2条 (会費)

会員カードに関する維持・管理費として年会費を徴収させていただきます。

会員は、弊社が定める1年間のカード会費をお支払いいただきます。満1年以降の会費は、有効期限後のお買物時に弊社からの請求により、会員自身が店頭においてお支払いいただきます。（年会費のお支払いにご同意いただけない場合は、会員資格は喪失します。）なお、納入された会費は理由の如何を問わずご返却することはできませんのであらかじめご了承下さい。

第3条 (会員カードの発行)

1. 弊社は、会員に対し会員カードを貸与いたします。カードの所有権は弊社に帰属します。
2. 会員は、カードを貸与された時に、直ちにカード署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
3. 会員カードは、ご本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入れ等担保に供することはできません。
4. 会員が本条（2・3）項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。
5. 会員カードの発行は、お一人様1枚限りの発行とさせていただきます。
6. 入会時に会員カード年会費として、弊社が定める1年間のカード会費をお支払いいただきます。
7. 会員カードは、会員が退会もしくは会員の資格が取り消されるまで有効とします。
8. 会員にご入会される際は、よくご利用される弊社の店舗にて、お申し込みをお願い致します。
9. ご入会時に虚偽の氏名・住所等を記入された会員は、カード利用時及び盗難・紛失時にお客さまの利用特典等に対し不利益が発生しても、弊社は一切責任を負いません。

第4条（会員カードのご利用）

1. お会計の際、必ずレジにてお会計前に会員カードをご提示ください。なお、会員カードのご提示のない場合およびレジ精算後の会員カード提示の場合は、特典が得られません。
2. 会員カードは、弊社の店舗及び弊社の指定する店舗、諸施設（以下「ポイントショップ加盟店」という）にて共通にご利用いただけます。
3. 掛かりによるお支払いには、還元ポイント加算対象外とさせていただきます。
4. クレジットカードおよびギフト券でのお支払いには、還元ポイント加算対象外とさせていただきます。
5. 次の商品、サービス等につきましては還元ポイント加算対象外とさせていただきます。たばこ、商品券、ギフト券、プリペイド、自動販売機によるお買い上げ商品、配送料、箱代金、その他特に弊社が指定する商品、サービス等
6. 複数の会員カードの還元ポイントは原則として合算いたしません。

第5条（会員特典）

1. 現金（弊社電子マネー・弊社商品券・弊社ポイント引替券を含む）でのお買物100円（消費税は除く）ごとに1点の還元ポイントがつきます。また、お買物金額が100円（消費税は除く）に満たない場合は、還元ポイントはつきません。
「プラス」（弊社電子マネー）でのお買物200円（消費税は除く）ごとに1点の「プラス」還元ポイントが、上記特典とは別につきます。
※「プラス」還元ポイントは○○倍サービス時もお買物200円（消費税除く）で1点です。（○○倍にはなりません。）
※ポイントショップ加盟店では、「プラス」（電子マネー）サービスはご利用できません。
2. 還元ポイント500点ごとに、500点のポイント引替券をさしあげます。次回のお買物時に500円の金券としてご利用いただけます。ポイント引替券のご利用期限は、ポイント引替券面上記載の有効期限までとさせていただきます。（有効期限後のポイント引替券は、失効券扱いとなり、ご利用できません。）
3. 貯まった還元ポイントは、毎回のお買い上げレシートで確認できます。
弊社店舗設備の通信状況等に不具合が発生した時は、前日までの累計還元ポイントが印字されない場合があります。その場合には、サービスカウンターにお問い合わせください。

第6条（会員資格の有効期限）

会員は、最後に会員カードを利用した日から5年後の日が属する月の月末をもって、自動的に会員資格を喪失するものとします。

第7条（還元ポイント有効期限）

以下の会員カード内還元ポイントは失効となります。

1. 最終お買い上げ日より、1年間ご利用されていない場合（最終お買い上げ日の翌年該当月の末日で失効）
2. 会員カードの紛失、盗難などにより再発行した際の旧会員カード（会員カードを再発行した場合、旧会員カードは自動的に失効になります。）
3. お客様のご依頼により失効させた会員カード

第8条（会員カードの紛失・盗難）

1. 会員カードは大切に保管し、紛失されないようご注意ください。
会員カードの紛失や盗難について弊社は一切責任を負いかねます。
2. 会員カードを紛失や盗難された場合は、ご利用店で再発行の手続きをしてください。
3. 会員カード再発行の場合は、会員カード年会費として、弊社が定める1年間のカード会費をお支払いいただきます。
4. 会員カード再発行の場合は、弊社よりお届け済みのご住所等確認の手続きをとらせていただく場合がありますのでご了承ください。
5. 会員カード再発行の場合は、ご本人確認を（本人確認資料で）させていただきます。

第9条（会員カードの破損・磁気不良）

会員カードの破損（お客様の故意でない場合）、磁気不良の場合は、ご利用店舗にて再発行の手続きをしてください。

第10条（届出事項の変更）

1. 住所、氏名、電話番号等、届出事項に変更が生じた場合は、遅滞無くご利用店で、当社所定の方法にて変更手続きを行ってください。
2. 会員は前項の変更届を怠った場合に、弊社からの案内、その他送付書類が遅延または未到着となっても異議ないものとします。

第11条（情報提供）

申込書の「ダイレクトメール 要・不要」の欄で「要」を選択された会員に対して、弊社広告印刷物等の送付または商品情報等のご案内のため、郵便またはメールによる情報提供を行うことをあらかじめご了承ください。

第12条（個人情報の管理・利用目的）

1. 弊社は、個人情報保護に関する法令を遵守いたします。
2. 会員から提供された個人情報は、弊社（加盟店を含む）からの前項11条（情報提供）や各種ご優待等の会員サービスに関する範囲で利用させていただきます。
3. 会員から提供された個人情報は、第三者に開示・提供いたしません。ただし、以下の場合は除外させていただきます。
 - a) 法令に基づく場合

- b) 人の生命、身体もしくは、財産の保護を目的として必要がある場合で、かつ、本人の同意を得ることが困難であると判断された場合
 - c) 児童の健全な育成の促進又は、公衆衛生の向上等特に必要がある場合で、かつ、本人の同意を得ることが困難であると判断された場合
 - d) 国の機関もしくは地方公共団体から、その委託を受けたものが法令の定める事務を遂行するために、協力の要請があった場合で、本人の同意を得ることで当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
4. 個人情報への不当なアクセスまたは紛失、破損、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じます。
 5. 会員カード特典ならびにサービスを終了した際も、本個人情報につきましては弊社の情報提供に引き続き使用することをご了承ください。
 6. 個人情報の利用を中止した場合、その情報は弊社で消去することをあらかじめご了承ください。
 7. 個人データの利用目的の通知、個人データに関する事項の開示については、キヨーツーカードセンターまでお問い合わせください。

第13条（脱会）

脱会を希望される場合は、ご利用店へ脱会の申請と会員カードのご返却または切断の上破棄手続きをしてください。

第14条（会員規約の変更）

弊社は都合により会員規約を改めたり、会員カードの制度を廃止またはご利用を一時停止することがあります。この場合、あらかじめ弊社の各店舗等に公示してお知らせし、会員へは直接ご連絡いたしませんのでご了承ください。

店舗公示等後、会員がサービスをご利用した場合には、弊社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

なお、店舗公示等後、会員が脱会することなく30日が経過した場合には、弊社は会員が当該変更事項を承諾したものとみなします。

第15条（お買上商品の返品処理）

会員カードを利用してお買い上げいただいた商品を返品される場合は、既に付与された還元ポイント相当は差し引かせていただきます。但し、会員カード内に還元ポイント残が無い時は、1ポイントを1円と換算し精算させていただきます。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、申込者が、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたくても該当しなことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ② 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力

団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)

- ③ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ④ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装しましたは標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ⑤ 特殊知能的暴力集団等（前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用いまたは暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- ⑥ 前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という）の資金獲得活動に乘じまたは暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配しましたは経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供しましたは便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えて不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をしましたは暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損しましたは弊社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、申込者が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には申込者に対して、当該事項に関する調査を行いましたは必要に応じて資料等の提出を求めることができ、申込者はこれに応じるものとします。
4. 弊社は、申込者が本条1項もしくは2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込を謝絶または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、弊社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
5. 申込者が、本条1項もしくは2項のいずれかに該当した場合または本条1項

もしくは2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合または本条3項の調査等に応じない場合や虚偽的回答をした場合のいずれかであって、弊社との会員契約を継続することが不適切であると弊社が認める時には、弊社は、直ちに本契約を解除できるものとします。

6. 前項の規定の適用により、弊社に損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、申込者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合にも、申込者は、当該損害金等について弊社に請求しないものとします。

第17条（準拠法）

会員と弊社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合は、会員と弊社の間で解決するものとします。

万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、弊社本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第19条（お問合せ）

宣伝物の送付等営業案内の中止申し出や個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関する事務から、その他のカードに関するお問い合わせは下記を窓口とします。

発行会社

株式会社 キヨーエイ

〒771-0198 徳島市川内町加賀須野 463-15

お問い合わせ窓口

（TEL）088-665-9090（キヨーツーカードセンター）

受付時間（土日祝日を除く平日午前10時から午後5時まで）

紛失・盗難受付専用窓口

（TEL）088-665-9030（システムセンター）

受付時間（午前9時から午後6時30分まで）